

損害賠償金 の 勘定科目・仕訳

パターンガイド



※ 本資料は参考情報であり、法令等への適合性や内容の正確性・完全性について、一切保証するものではありません。
制度の適用にあたっては、必ず公的資料等をご確認ください。

※ 本資料の情報は、2026年3月作成時点のものであり、変更される可能性があります。ご利用の際は、必ず最新情報を公的機関にてご確認ください。

損害賠償金の勘定科目・仕訳パターンガイド

会社経営において、予期せぬ事故やトラブルで支払う損害賠償金は、その発生原因や背景によって会計処理が異なります。正しく経費化できるかどうかの判断基準と、実務で迷いやすい仕訳パターンを整理しました。

損害賠償金は経費にできるか？

損害賠償金を経費（雑損失）として計上できるのは、「事業に関連し、かつ当事者に故意や重過失がない場合」に限られます。

■ 判断基準のまとめ

| 発生の背景 | 経費算入の可否 | 適切な勘定科目 |
|------------------------------|---------|-------------|
| 業務中の過失（例：営業車での不注意な事故） | 可能 | 雑損失 |
| 当事者の故意・重過失（例：飲酒運転や無免許運転） | 不可 | 従業員貸付金（立替金） |
| 事業に関係のない私的なトラブル（例：休日の私用中の事故） | 不可 | 役員貸付金 など |

注意ポイント

従業員の故意や重過失による事故の場合、会社に支払い義務はありません。会社が肩代わりした分は本人への「貸付金」として処理し、後日回収します。もし本人の破産などで回収不能となった場合は、その時点で「貸倒損失」として処理します。

損害賠償金の判定フローチャート

実務で迷った際は、以下を参考に勘定科目を選択してください。

事業に関連するか？

Noなら「貸付金・立替金」

故意・重過失はあるか？

Yesなら「貸付金・立替金」

金額は確定しているか？

Noなら「仮払金（提示額）」
Yesなら「雑損失」

ケース別

損害賠償金の仕訳パターン

| ケース別 | 借方科目 | 金額 | 貸方科目 | 金額 |
|--|------|----------|------|----------|
| 1 債務が確定して支払った場合（原則） 相手方と合意し、金額が確定した時点で費用計上します。 | 雑損失 | 100,000円 | 当座預金 | 100,000円 |
| 2 決算までに合意に至らない場合 交渉中で未合意でも、相手方に具体的な金額を提示していれば、その額を「未払金」として計上可能です。 ※提示内容を証明する文書を保管しておく必要があります。 | 雑損失 | 100,000 | 未払金 | 100,000円 |
| 3 分割払いで支払う場合 分割払いの合意をした場合、総額を一括で計上することはできません。各 支払期日が到来するたび に、その回の金額を仕訳します。※4回払いの1回目など | 雑損失 | 250,000円 | 当座預金 | 250,000円 |

消費税がかかるケース・かからないケース

損害賠償金は、原則として「消費税の対象外（不課税）」です。消費税は商品やサービスの提供（対価性）に対してかかるものですが、賠償金は損害の補填に過ぎないからです。

例外的に「課税対象」となる3つの具体例

実務上、以下のケースは「実質的な売買や利用料」とみなされ、消費税が課されるため注意が必要です。

01

商品の買い取りとみなされる場合

納品時に汚損させた製品の賠償金を支払い、その製品を修理して自社で使用・販売する場合。

02

権利の使用料とみなされる場合

特許権や商標権の侵害されたことによる賠償金。これは事実上の「ライセンス料」としての性質を持つため課税されます。

03

家賃の代わりとみなされる場合

事務所の明け渡しが遅れたことによる賠償金。実質的な「家賃（事務所）」として課税対象となります。

損害賠償金を受け取ったときの処理

損害を被り、賠償金を受け取った場合はすべて会社の収益となります。

| 借方 | 金額 | 貸方 | 金額 |
|------|----------|-----|----------|
| 当座預金 | 500,000円 | 雑収入 | 500,000円 |

勘定科目 …… 雑収入

計上時期 …… 原則として「金額が確定した日」。ただし、入金時の計上も認められています。

仕訳 …… 追跡事故の被害で50万円受け取った場合